

令和4年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和3年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況を以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,000 千円
 歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,108,123 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
		千円	千円	千円	千円	千円	
社会福祉	障害者福祉事業	249,479	184,979		1	6,013	58,486
	高齢者福祉事業	4,982			16	463	4,503
	児童福祉事業	489,842	332,901		10,167	13,683	133,091
	小計①	744,303	517,880		10,184	20,159	196,080
社会保険	国民健康保険事業	62,051	36,767			2,357	22,927
	介護保険事業	120,118	8,760			10,382	100,976
	小計②	182,169	45,527			12,739	123,903
保健衛生	健康診査等事業	25,570				2,384	23,186
	予防接種事業	31,121	33			2,898	28,190
	後期高齢者医療事業	124,960	19,630			9,820	95,510
	小計③	181,651	19,663			15,102	146,886
合計(①+②+③)		1,108,123	583,070		10,184	48,000	466,869

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。